

経済産業大臣 西村 康稔 殿

葛尾村の復興・再生に向けた要望

令和5年5月13日

福島県双葉郡葛尾村長 篠木 弘

福島県双葉郡葛尾村議会議長 吉田 義則

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から12年が経過したが、原子力災害はいまだ収束せず、今もなお、多くの村民が住み慣れた故郷を離れ、様々な環境の下で辛い避難生活を続けており、心身ともに疲弊している現状にある。

このような中、本村では、平成28年6月12日に一部地域を除く避難指示が解除され、令和4年6月12日には帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された。しかし、住民の帰還率は3割に留まっている状況である。

本村は、「第五次葛尾村復興計画」に基づき、復旧・復興に取り組んでいるが、諸課題が山積し、一つ課題を乗り越えてもまた新たな課題が重くのしかかってくる現状にあり、村の真の復興には、まだまだ長く険しい道のりが立ちはだかっている。

村の復興・再生と村民の生活を守るため、国の責務として被災市町村の実態に寄り添い、総力を挙げて対応していただくよう、次のとおり要望する。

＜要望事項 1＞

帰還困難区域における復興・再生について

(1) 特定復興再生拠点区域

特定復興再生拠点区域について、令和4年6月12日に避難指示が解除され、復興に向けて着実に前に進んでいるものの、当該地区はこれまで解除された地区に比べ線量が高い地域であったこと、避難指示から非常に長い年月が経過したため、高齢化等により故郷に戻りたくても戻れない住民もおり、住民のふるさとへの帰還意欲は他地区に比べて減退したままである。

避難指示解除準備区域及び居住制限区域で講じられた際と同等の支援が受けられ、かつ、当該地区の住民が安心して帰還できるよう、財政面・人材面等、あらゆる側面から地区の復興を後押しすること。

(2) 特定復興再生拠点区域外 《重点要望》

特定復興再生拠点区域外に係る政府方針に基づき、希望する住民が帰還できるよう必要な制度設計、予算措置を行うとともに住民の帰還意向を丁寧に把握すること。また、すぐに判断が付かない住民、帰還意向のない住民に対してもそれぞれの立場に寄り添った支援を行うこと。

本村の拠点外の集落にあっては、隣接する浪江町の集落と生活圏が同じであったため、両集落の除染と家屋解体等について一体的な対応を行うこと。

なお、家屋解体及び除草・伐木等の荒廃抑制対策もあわせて実施すること。

＜要望事項 2＞

村全体の復興について

(1) 中長期的な財源の確保

村の復興の実現に向けて、復興事業が確実に成し遂げられるよう、震災復興特別交付税措置の継続に加え、復興事業に関する交付金、人的支援が継続されるよう予算確保や弾力的な運用など、中・長期的にわたる財源の確保について支援を行うこと。

(2) 東京電力福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業を進める上で、多核種除去設備等処理水の処分は、避けては通れない課題である。

国は、海洋放出を行うとの方針を決定したが、処理水の処分に当たっては、村民を始めとした国民、事業関係者等への丁寧な説明を行うとともに、科学的根拠に基づく厳格な安全性の確保、風評被害対策に万全の対応を取ること。

(3) 福島国際研究教育機構の整備

検討が進められている「福島国際研究教育機構」は、「福島イノベーション・コースト構想」の発展飛躍、双葉地方の中長期的な発展に向け、地元自治体・企業及び大学等の「地域全体の連携を図る中核拠点」、原子力災害からの復興・再生を示すための情報発信拠点などとして、非常に大きな期待を寄せている。

このため、機構の整備については、国が責任を持

って、将来にわたり予算・人員体制を確保するとともに、地理的要件などから民間企業の投資が見込まれにくい本村に関連施設を設置するなど、被災町村の更なる復興を推進する機関とすること。

(4) 除染等の着実な実施

除去土壌等の適正管理と搬出、搬出完了後の道路等の原状回復、除染後のフォローアップ、森林の放射線量低減のための取組など、必要な除染等の措置を国の責務において、村の意向を十分に踏まえながら、安全かつ着実に実施すること。

(5) 生業創出のための支援について《重点要望》

本村では、村の産業再生と雇用の確保のため、産業団地を整備し企業活動の推進を支援している。企業の進出を後押しするための自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金など、企業立地支援策を今後も継続すること。

(6) 商工業への継続的な支援

住民の帰還や村の復興推進のためには、商工業の意欲ある担い手や事業者に対する強力な支援が不可欠である。事業者等が安定的に事業を再開し運営できるよう、必要な財政面での支援を継続的に行うこと。

(7) 配送インフラの復旧

いまだに村内の多くの郵便ポストが復旧されていないことに加え、一部配送事業者が村内配送を不可

としており、最寄り支店まで受取に行く必要があるなど、震災以前の配送インフラが復旧されていない状況にある。

住民生活に大きな不便を来しているとともに、村内進出企業の配送費増加、企業の新規参入の阻害要因ともなっており、リモートワークや感染症対策による通信販売等の利用も困難であることから、帰還者や移住者の転出に繋がりにかねないため、事業者に対して、サービス再開に向けた指導・支援を強化すること。

(8)生活再建、事業再建のための損害賠償の確実な実施

令和4年12月に原賠審による中間指針の見直しがなされたが、引き続き被災者の生活や事業の再建につながる賠償が確実になされるよう、各種集団訴訟等の判例による追加賠償等も含め、被災地の実情に応じた指針の適時・的確な見直しを行うとともに、相当因果関係のある損害が継続する間は、国がしっかりと指導を行い、東京電力ホールディングス株式会社に賠償を確実に行わせること。

以上